

要保存

# 政治資金規正法のあらまし

令和7年12月

愛媛県選挙管理委員会

〒790-8570

松山市一番町四丁目4番地2

TEL (089) 912-2212

(089) 912-2890

## 目 次

### I 政治資金規正法の概要

1 用語の定義	1
2 政治団体の届出等	3
3 会計帳簿の備付け及び記載	3
4 収支報告書の提出	4
5 収支報告書の公開	4
6 資金管理団体	5
7 国会議員関係政治団体の特例	5
8 寄附の制限	8
9 公職の候補者の政治活動に関する金銭等による寄附の制限	11
10 個人の寄附に関する所得税制上の優遇措置	16
11 政治資金の運用の規制	17
12 政治資金パーティーに関する規制	17
13 特定パーティー開催団体	18
14 参 考	
○政治活動のために使用する事務所の立札、看板等の証票	20
○支部報告書等の提出について ※支部政党交付金の交付を受けた政党支部のみ	20
○政治資金規正法の一部を改正する法律の附則における検討事項について	21
○政治団体からの提出書類における名義人（届出人・宣誓人）の記載について	22
○政治資金関係申請・届出オンラインシステムについて	23
II 政治団体の届出の記載例（異動・解散）	26
III 政治団体の届出の用紙（設立・異動・解散等）	30

## I 政治資金規正法の概要

### 1 用語の定義

#### (1) 政治団体

- ア 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体（第3条第1項第1号）
- イ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体（第3条第1項第2号）
- ウ 上記ア又はイの活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体（第3条第1項第3号）

#### (2) 政 党

- ア 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有するもの（第3条第2項第1号）
- イ 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該参議院議員の通常選挙の直近において行われた参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の100分の2以上であるもの（第3条第2項第2号）

#### (3) 政治団体とみなされるもの

- ア 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの（第5条第1項第1号）
- イ 政治資金団体（政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、第6条の2第2項前段の規定による届出がされているもの）（第5条第1項第2号）

#### (4) 公職の候補者

- 候補者として届出をし、又は推薦届出をされた者（当該候補者となろうとする者及び現に公職にある者を含む。）（第3条第4項）

#### (5) 国会議員関係政治団体

- ア 国会議員関係政治団体とは、次に掲げる政治団体（政治団体とみなされるもの及び政党を除く。）をいう。
  - (ア) 衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体（第19条の7第1項第1号。以下「1号団体」という。）
  - (イ) 租税特別措置法第41条の18第1項第4号に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける団体）のうち、特定の衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（第19条の7第1項第2号。以下「2号団体」という。）
- (ウ) 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの（いわゆる政策研究団体）（令和6年法律第64号、令和7年法律第1号及び令和7年法律第2号による改正後の政治資金規正法（以下「新規制法」という。）第19条の7第1項第3号。）

**(注) 令和8年1月1日から追加され、令和7年10月1日から届出が開始している。**

イ 政党の支部で、公職選挙法第12条に規定する衆議院議員又は参議院議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者であるものは、それぞれ一の「1号団体」とみなされる。

(第19条の7第2項)

ウ 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く）のうち、各年中において次のいずれかに該当する寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体（1,000万円以上となった年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなされる。）  
(新規制法第19条の16の3第1項)

**(注) 令和8年1月1日から追加される。**

- (ア) 同一の国会議員関係政治団体（上記ア（ウ）を除く）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である2以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあっては、その金額の合計）  
(イ) 同一の上記ア（ウ）に該当する国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額

**(補足1)** 令和8年1月1日から国会議員関係政治団体は、国会議員関係政治団体以外の政治団体に対して寄附をするときは、当該政治団体に対し、文書で、当該寄附が国会議員関係政治団体からの寄附である旨、当該寄附をする国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地、当該国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名等を、併せて通知しなければならない。（新規正法第19条の16の3第2項）

**(補足2)** 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く）は、各年中において、上記ウ（ア）又はウ（イ）の寄附の金額が1,000万円以上となったときは、当該金額が1,000万円に達することとなった寄附に係る上記（補足1）の通知を受けた日から7日以内に、その旨、当該寄附に係る公職の候補者の氏名及びその者に係る公職の種類等を届け出なければならない。当該届出を受けた県選挙管理委員会又は総務大臣は、届出事項を県報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。（新規制法第7条第2項、第7条の2第2項）

## （6）その他

ア 収入（第4条第1項）

金銭、物品その他の財産上の利益の收受で、第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与・交付した金銭等の当該供与・交付分に相当する金銭等の收受以外のものをいう。

イ 党費又は会費（第4条第2項）

政治団体の構成員が党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として負担するものをいう。（なお、法人その他の団体が構成員として負担する「党費又は会費」は寄附とみなされる。）（第5条第2項）

ウ 寄附（第4条第3項）

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいう。

エ 政治活動に関する寄附（第4条第4項）

政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動（選挙運動を含む。）に関してされる寄附をいう。

### 才 支 出（第4条第5項）

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭等の供与又は交付以外のものをいう。

政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によってはすることはできない。（新規制法第8条の2の2）

**(注) 令和8年1月1日から適用される。**

### カ 資産等（第12条第1項第3号）

次に掲げる資産及び借入金をいう。

- ・ 土 地
- ・ 建 物
- ・ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権
- ・ 取得の価額が100万円を超える動産
- ・ 預金又は貯金
- ・ 金銭信託
- ・ 金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券
- ・ 出資による権利
- ・ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金
- ・ 支払われた金額が100万円を超える敷金
- ・ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利
- ・ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金

## 2 政治団体の届出等

(1) 政治団体は、その組織の日又は政治団体となった日（国会議員関係政治団体のうち2号団体として新たに組織され、又は新たに政治団体となった団体にあっては第19条の8第1項の規定による通知を受けた日）から7日以内に、県選挙管理委員会又は総務大臣に郵便等によることなく文書で、設立の届出をしなければならない。（第6条第1項）

(2) 届出事項に異動があった場合も、その異動の日（国会議員関係政治団体のうち2号団体に該当したとき、又は当該2号団体に該当しなくなったときにあっては第19条の8第1項又は第2項の規定による通知を受けた日）から7日以内に、郵便等によることなく文書で、その異動に係る事項を届け出なければならない。（第7条）

(3) 届出前の寄附の受領又は支出の禁止（第8条）

上記（1）の届出がされた後でなければ、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない。

(4) 罰 則（第23条）

上記（3）に違反して、寄附を受け又は支出をしたときは、当該政治団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられる。

## 3 会計帳簿の備付け及び記載

会計責任者は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る全ての収入、支出及び金銭等の運用に関する事項を記載しなければならない。（第9条）

#### 4 収支報告書の提出

会計責任者は、12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における全ての収入及び支出並びに12月31日において有する資産等を記載した収支報告書を翌年の3月31日(休日に当たる場合は翌平日)までに提出しなければならない。(第12条)

これを怠った場合は、5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられる。(第25条)

なお、収支報告書を2年間にわたり提出しない場合は、第8条(上記2(3))の規定の適用については、当該政治団体は設立の届出をしていないものとみなされる。したがって、政治活動(選挙運動を含む。)のために一切の寄附を受けたり、又は支出をしたりする行為ができないなる。(第17条第2項)

また、政治団体が解散したときは、その代表者及び会計責任者は連名で、その日から30日以内に、解散の届出とともに、その日現在で作成した収支報告書を提出しなければならない。(第17条第1項)

#### 5 収支報告書の公開

##### (1) 収支報告書の公表(新規正法第20条)

総務大臣又は県選挙管理委員会は、収支報告書を受理したときは、第12条第1項の規定によりその提出期限が延長される場合(提出すべき期間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合)その他特別の事情がある場合を除き、収支報告書が提出された年の11月30日までに当該報告書を、インターネットを利用する方法により公表しなければならない。(※1)

あわせて、オンラインで提出された政党本部・政治資金団体又は国会議員関係政治団体の収支報告書の情報については、収支報告書が公表されている期間中(※2)はデータベースを用いた公表も行われる。(※3)

※1 令和8年1月1日から、官報又は県報による収支報告書の要旨の公表に係る規定は削除される。

※2 定期公表分の収支報告書についてはその年の12月31までに、追加公表分・解散分の収支報告書については当該収支報告書が公表された日以降遅滞なく、それぞれ提供が開始され、それぞれの収支報告書の公表が終了するまでの間、データベースを用いた公表が行われる。

※3 令和10年4月1日までに開始される。(令和8年定期公表分以降及び令和10年解散分以降の収支報告書が、データベースの対象となる。)

##### (2) 収支報告書等の保存、閲覧及び写しの交付(第20条の2第1項、第2項)

総務大臣又は県選挙管理委員会は、収支報告書を公表した日から3年を経過する日まで保存しなければならない。

収支報告書が公表された日から3年間、収支報告書等の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

##### (3) 個人寄附者等の個人情報の保護(新規制法第20条第3項)

(注) 令和9年1月1日以後に提出される収支報告書から適用される。

収支報告書に記載された個人寄附者等(寄附をした者又は政治資金パーティーの対価の支払をした者であって、個人であるもの)の住所に係る部分をインターネットを利用する方法により公表するときは、都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分(外国の場合は、当該外国の国名)に限って公表される。

ただし、当分の間、収支報告書がオンラインにより提出された場合に限り適用し、収支報告

書がオンライン以外により提出された場合において、個人寄附者等の住所に係る記載のうち、都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分以外の部分の記載がない書面で、当該部分を除いた記載内容が当該報告書の記載内容と同一であるもの（住所限定報告書）が併せて提出されたときは、当該住所限定報告書を公表することとなっている。

## 6 資金管理団体

### （1）資金管理団体の指定・届出

公職の候補者は、その者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として、自らが代表者である政治団体（上記1（1）ウに該当するもの、政治団体とみなされるもの及びその者以外の者を推薦し又は支持することを本来の目的とするものを除く。）のうちから、一に限り、資金管理団体を指定することができるものとされ、公職の候補者は、この指定をしたときは、7日以内に県選挙管理委員会又は総務大臣に届け出なければならない。（第19条第1項、第2項）

資金管理団体の届出をした者は、指定を取り消したとき、又は届け出た事項に異動があったときは、その取消しの日又は異動の日から7日以内に、その指定を取り消した旨又はその異動に係る事項を届け出なければならない。また、資金管理団体がその適格性を失った場合には、その事実が生じた日から7日以内に、資金管理団体指定届の例により、県選挙管理委員会又は総務大臣に届け出なければならない。（第19条第3項）

以上の届出には、当該届出に係る書面に記載した事項が真実であることを誓う旨の文書を当該書面に添えなければならない。（第19条第4項）

### （2）公職の候補者の寄附に関する特例

公職の候補者が政党から受けた政治活動に関する寄附を取り扱わせるため自らの資金管理団体に対する寄附（特定寄附（第19条の4））については、寄附の量的制限は適用されない。（第21条の3第4項）

また、公職の候補者が自己資金により自らの資金管理団体に対する寄附については、寄附の量的制限のうち個別制限（年間150万円以下）は適用されない。（第22条第3項）

### （3）人件費以外の経常経費の明細の報告

資金管理団体については、収支報告書に明細を記載すべき支出の範囲が拡大されており、資金管理団体である間に行った支出にあっては、人件費以外の経費のうち1件当たり5万円以上のものについて、収支報告書に記載するとともに、領収書等の写しを併せて提出しなければならない。（第19条の5の2）

### （4）資金管理団体による不動産の取得等の制限

資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有してはならない。（第19条の2の2）

ただし、平成19年8月6日前から引き続き保有している不動産及び同日前にされた不動産の取得に係る契約又は遺贈に基づき平成19年8月6日以後に取得する不動産等については適用しない。

なお、第19条の2の2の規定が適用されない不動産については、用途その他の個々の利用の現況を収支報告書に記載しなければならない。

## 7 国会議員関係政治団体の特例

### （1）収支報告に関する特例

国会議員関係政治団体については、収支報告書に明細を記載すべき支出の範囲が拡大されており、国会議員関係政治団体である間に行った支出にあっては、人件費以外の経費のうち

1件当たり1万円を超えるものについて、収支報告書に記載するとともに、領収書等の写しを併せて提出しなければならない（なお、領収書等の徴収義務は全ての支出に係る。）。

また、収支報告書の提出期限は、翌年5月末日（1月から5月までの間に総選挙等があつた場合は、6月末日）までとされている。（第19条の10）

**なお、収支報告書、政治資金監査報告書及び確認書については、令和9年1月1日以降に提出する収支報告書からオンラインによる提出が義務付けられている。（新規制法第19条の15）**

## （2）登録政治資金監査人による政治資金監査

国会議員関係政治団体については、収支報告書を提出するときは、翌年への繰越しの状況（※）及びその支出に関し、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等などについて、政治資金適正化委員会が行う研修を修了した登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会の登録を受けた弁護士、公認会計士、税理士）による政治資金監査を受けなければならない。（第19条の13第1項）

政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき行われる。（第19条の13第2項）

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書の提出に併せて、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を提出しなければならない。（第19条の14）

**※ 翌年への繰越しの状況については、令和8年定期公表分の収支報告書及び令和9年解散分の収支報告書から政治資金監査の対象となる。**

【参考】支出の明細の記載及び領収書等の写し等の添付基準

	国会議員関係 政治団体	資金管理団体 (国会議員関係政 治団体以外)	その他の政治団体 (国会議員関係政治団体 及び資金管理団体以外)
経常経費			
人件費	×	×	×
光熱水費	1万円超	5万円以上	×
備品・消耗品費	1万円超	5万円以上	×
事務所費	1万円超	5万円以上	×
政治活動費			
組織活動費	1万円超	5万円以上	5万円以上
選挙関係費	1万円超	5万円以上	5万円以上
機関紙誌の発行	1万円超	5万円以上	5万円以上
その他の事業費			
調査研究費	1万円超	5万円以上	5万円以上
寄附・交付金	1万円超	5万円以上	5万円以上
その他の経費	1万円超	5万円以上	5万円以上

（「×」は記載・添付不要を表す。）

## （3）少額領収書等の写しの開示制度

国会議員関係政治団体については、何人でも収支報告書の要旨公表日から3年間、人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等の写し等（少額領収書等の写し）について

て、総務大臣又は県選挙管理委員会に対し開示請求をすることができる。(第19条の16)

[開示請求から開示決定までの基本的な流れ]

ア 開示請求書の提出

開示請求者は、総務大臣又は県選挙管理委員会に対し開示請求書を提出する。

イ 少額領収書等の写しの提出命令

開示請求を受けた総務大臣又は県選挙管理委員会は、開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときを除き、開示請求があつた日から10日以内に、国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、少額領収書等の写しの提出を命令する。

ウ 少額領収書等の写しの提出

国会議員関係政治団体の会計責任者は、提出命令があつた日から原則20日以内に、少額領収書等の写しを総務大臣又は県選挙管理委員会に提出する。

エ 開示決定

総務大臣又は県選挙管理委員会は、少額領収書等の写しの提出があつた日から原則30日以内に開示決定し、閲覧又は写しの交付の方法により開示する。

(4) 預貯金による政治資金の保管

**(注) 令和8年1月1日から適用される。**

国会議員関係政治団体は、その有する金銭については、国債証券等又は金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預貯金の方法により保管するものとされる。

(新規制法第19条の8の2)

(5) 翌年への繰越しの金額の確認等

**(注) 令和8年定期公表分の収支報告書及び令和9年解散分の収支報告書から適用される。**

国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、収支報告書に記載すべき年の12月31日又は解散等の日における預貯金口座の残高を確認することができる書類(残高確認書)に記載された残高の額と一致しているどうかを確認しなければならない。(新規制法第19条の11の2第1項)

国会議員関係政治団体の会計責任者は、翌年への繰越しの金額が預貯金口座の残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、その旨及びその理由を記載した書面(差額説明書)を作成しなければならない。(新規制法第19条の11の2第2項)

(6) 代表者による確認書制度

**(注) ア、イは令和8年1月1日から適用、ウ～オは、令和8年定期公表分の収支報告書から適用される。**

ア 収支報告書の記載に係る会計責任者の職務の監督

国会議員関係政治団体の代表者は、収支報告書の記載に係る会計責任者の職務が政治資金規正法の規定に従って行われるよう、当該国会議員関係政治団体の会計責任者を監督しなければならない。(新規制法第19条の12の2)

イ 会計帳簿等に関する随時又は定期の確認

国会議員関係政治団体の代表者は、随時又は定期に、次の事項を確認しなければならない。(新規制法第19条の12の3)

- ・会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。
- ・会計帳簿には収入及び支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を

備えていること。

ウ 会計責任者による報告書提出時の代表者に対する説明

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示して説明しなければならない。(新規制法第19条の14の2第1項)

エ 代表者による確認書の交付

国会議員関係政治団体の代表者は、イによる確認の結果及びウによる説明の内容並びに政治資金監査報告書に基づき、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が政治資金規正法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付しなければならない。(新規制法第19条の14の2第2項)

オ 確認書の収支報告書への添付

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、エにより交付された確認書を収支報告書に添付しなければならない。(新規制法第19条の14の2第4項)

(7) 収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例 (※)

(注) 令和8年定期公表分の収支報告書から適用される。

国会議員関係政治団体の収支報告書に記載すべき収入の金額の全部若しくは一部の記載がなかった場合又は収支報告書に記載すべきでない支出の金額の記載があった場合において、当該収支報告書が公表されている間に、当該国会議員関係政治団体がそれらに相当する金額の範囲内の金銭を国庫に納付するときは、その納付による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2から第199条の5まで(公職の候補者等の寄附の禁止等)の規定は、適用しない。(新規制法第19条の16の2)

## 8 寄附の制限

(1) 寄附の量的制限

ア 寄附の総枠制限 (第21条の3)

(ア) 個人がする寄附について

政党及び政治資金団体に対してなされる寄附 2,000万円

政党及び政治資金団体以外の政治団体に対してなされる寄附については別枠として  
1,000万円

(イ) 団体(政治団体を除く。)がする寄附について

政党及び政治資金団体に対しては、総枠制限(資本金、構成員の数等に応じた区分に従い年間750万円以内から1億円以内まで)の範囲内で政治活動に関する寄附をすることができる。(政党及び政治資金団体以外の者に対しては一切政治活動に関する寄附は禁止される。)(第21条第1項、第2項)

イ 寄附の個別制限 (第22条)

(ア) 個人がする寄附について

個人は、政党及び政治資金団体以外の同一の者に対して同年中に150万円を超えて政治活動に関する寄附をしてはならない。

(イ) 政治団体間における寄附について

政党及び政治資金団体以外の政治団体は、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対して同年中に5,000万円を超えて政治活動に関する寄附をしてはならない。

ただし、政治団体がする寄附については、上記アの制限の適用が除外され、特定寄附(公

職の候補者が政党から受けた政治活動に関する寄附を取り扱わせるため自らの資金管理団体に対してする寄附（第19条の4）については、上記ア及びイの制限の適用が除外され、また、公職の候補者が自己の資金管理団体に対してする寄附については、上記イの制限の適用が除外される。

## （2）寄附の質的制限

- ア 国から補助金等を受けている会社その他の法人（第22条の3第1項～第3項）  
(ア) 国から補助金、負担金等の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から1年間、政治活動に関する寄附をしてはならない。  
(イ) 国から資本金、基本金等の全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、出資等を受けている間、政治活動に関する寄附をしてはならない。  
(ウ) 上記（ア）又は（イ）に該当する会社その他の法人が、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者又はこれらの者の後援団体に対してする寄附については、上記（ア）及び（イ）の制限規定は適用されない。
- イ 地方公共団体から補助金等を受けている会社その他の法人（第22条の3第4項）  
次の（ア）又は（イ）に掲げる会社その他の法人が、その地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくは反対する政治団体に対してする政治活動に関する寄附については、上記アの（ア）及び（イ）の制限規定が準用される。  
(ア) 地方公共団体から補助金、負担金等の給付金の交付の決定を受けた会社その他法人  
(イ) 地方公共団体から資本金、基本金等の全部又は一部の出資等を受けている会社その他法人
- ウ 3事業年度継続して欠損を生じている会社（第22条の4）  
3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社は、当該欠損が埋められるまでの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。
- 注 上記ア～ウに該当しない場合であっても、会社、労働組合等の団体（政治団体を除く。）は、政党及び政治資金団体以外の者に対する政治活動に関する寄附は禁止されている。  
(第21条第1項、第2項)
- エ 外国人等からの寄附の受領禁止（第22条の5）  
何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織（以下「外国人等」という。）から、政治活動に関する寄附を受けてはならない。  
ただし、主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であってその発行する株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているものからの寄附は除かれている。  
外国人等であって前文ただし書きに規定するもの（※）が寄附をする際には、外国人等であって前文ただし書きに規定するものである旨を文書で、当該寄附を受ける者に通知しなければならない。

### ※令和9年1月1日から「特例上場日本法人」という。

また、外国人等（特例上場日本法人を除く。）は、外国人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治活動に関する寄附をすることはできない。（新規正法第22の5第3項）

（注）令和9年1月1日から適用される。

オ 匿名等の寄附の禁止（第 22 条の 6）

何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない。

ただし、匿名の寄附のうち、政党匿名寄附（街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において、政党又は政治資金団体が受ける寄附で、1 件当たりの金額が 1,000 円以下のもの）については、匿名寄附の禁止の規定は適用されない。

カ 政治活動に関する寄附への公務員の関与等の制限（第 22 条の 9）

公務員等のうち法で定める者は、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求める、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与してはならない。

(3) 何人も、上記（1）又は（2）に違反してなされる寄附を受けてはならない。

(4) その他公正な流れを担保するための措置

ア 寄附のあっせんに関する制限（第 22 条の 7）

(ア) 威迫等により寄附者の意思を不当に拘束するような方法による寄附のあっせんの禁止

(イ) 寄附者の意思に反するチェック・オフによる寄附のあっせんの禁止

イ 政治資金団体に係る寄附の方法の制限（第 22 条の 6 の 2）

政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体が行う寄附（その金額が 1,000 円以下のもの及び不動産の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。）によるものを除く。）については、口座への振込みによらなければならない。

(5) 公職選挙法関係

ア 後援団体に関する寄附等の禁止（公職選挙法第 199 条の 5）

(ア) 後援団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、次の例外を除き、一切寄附をしてはならない。

○ 寄附の禁止の例外（公職選挙法第 199 条の 5 第 1 項ただし書）

i 政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合

ii 当該後援団体が推薦又は支持する公職の候補者等に対してする場合

iii 当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附をする場合

なお、iiiの場合でも、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び次の一定期間内にされるものはしてはならない。

(i) 衆議院議員の総選挙にあっては、任期満了の日前 90 日に当たる日又は解散の日の翌日から当該総選挙の期日までの間

(ii) 参議院議員の通常選挙にあっては、任期満了の日前 90 日に当たる日から当該通常選挙の期日までの間

(iii) 地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙（再選挙及び補欠選挙を除く。）にあっては、その任期満了の日前 90 日に当たる日から当該選挙の期日までの間、また、任期満了による選挙以外の選挙にあっては、当該選挙を行うべき事由が生じたときその旨を告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

(iv) 衆議院議員又は参議院議員の再選挙にあっては、当該選挙を行うべき事由が生じたときその旨を告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

(v) 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙にあっては、当該選挙を行うべき事由が生じたときその旨を告示した日の翌日又は当該選挙を行うべき期日前 90 日に当たる日のいずれか遅い日から当該選挙の期日までの間

(イ) 何人も、上記（ア）のiiiの（i）～（v）の一定期間、後援団体の集会、行事等において饗応接待をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはならない。（公職選

挙法第199条の5第2項)

(ウ) 公職の候補者等は、選挙期日までの一定期間（上記（ア）の並の（i）～（v）の期間）、後援団体（資金管理団体を除く。）に対し寄附をしてはならない。（公職選挙法第199条の5第3項）

イ 公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止（公職選挙法第199条の4）  
公職の候補者等の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等に対して寄附をする場合を除き、当該選挙に関し、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない。

ウ 特定の寄附の禁止（公職選挙法第199条）

（ア）国と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関し、寄附をしてはならない。

（イ）国が交付する利子補給金に係る融資を受けている会社その他の法人にあっては、一定期間、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関し、寄附をしてはならない。

（ウ）地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関し、寄附をしてはならない。

（エ）地方公共団体が交付する利子補給金に係る融資を受けている会社その他の法人にあっては、一定期間、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関し、寄附をしてはならない。

## 9 公職の候補者の政治活動に関する金銭等による寄附の制限

### （1）金銭等による寄附

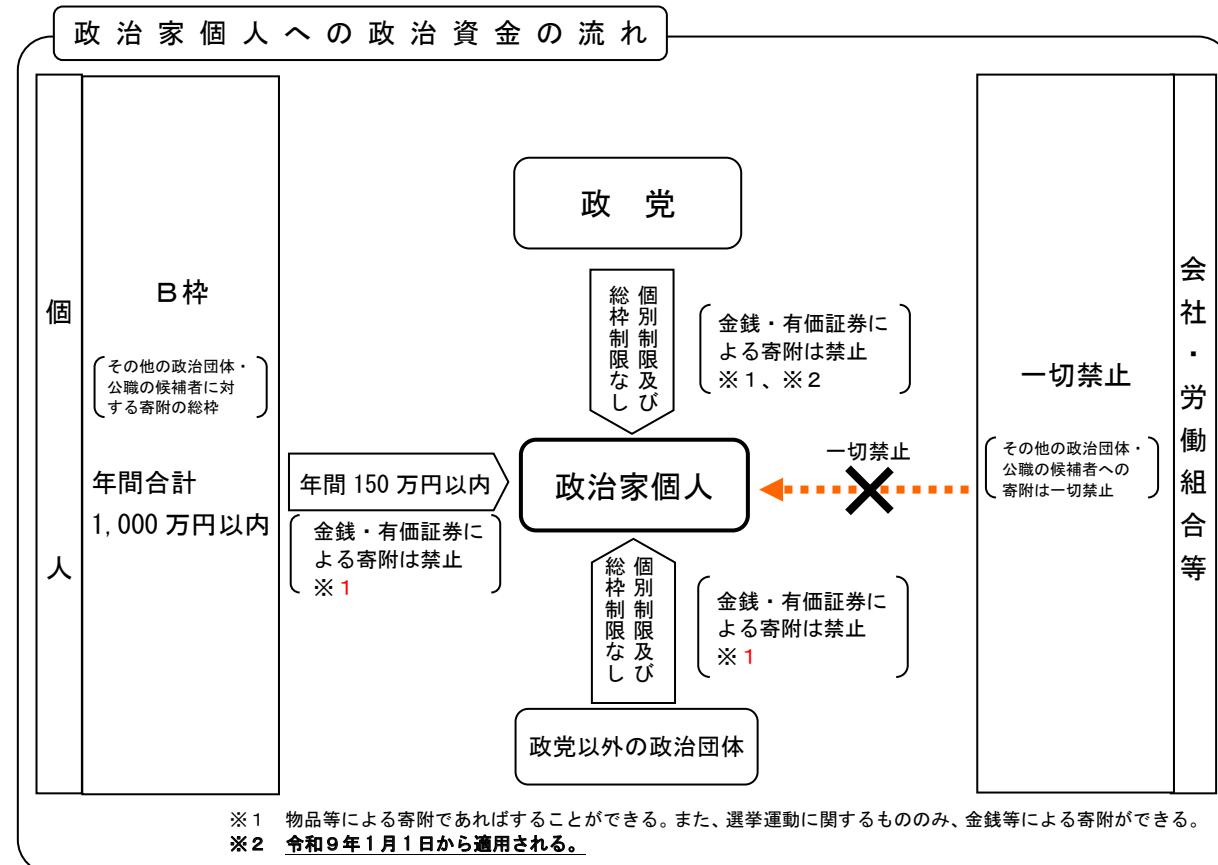
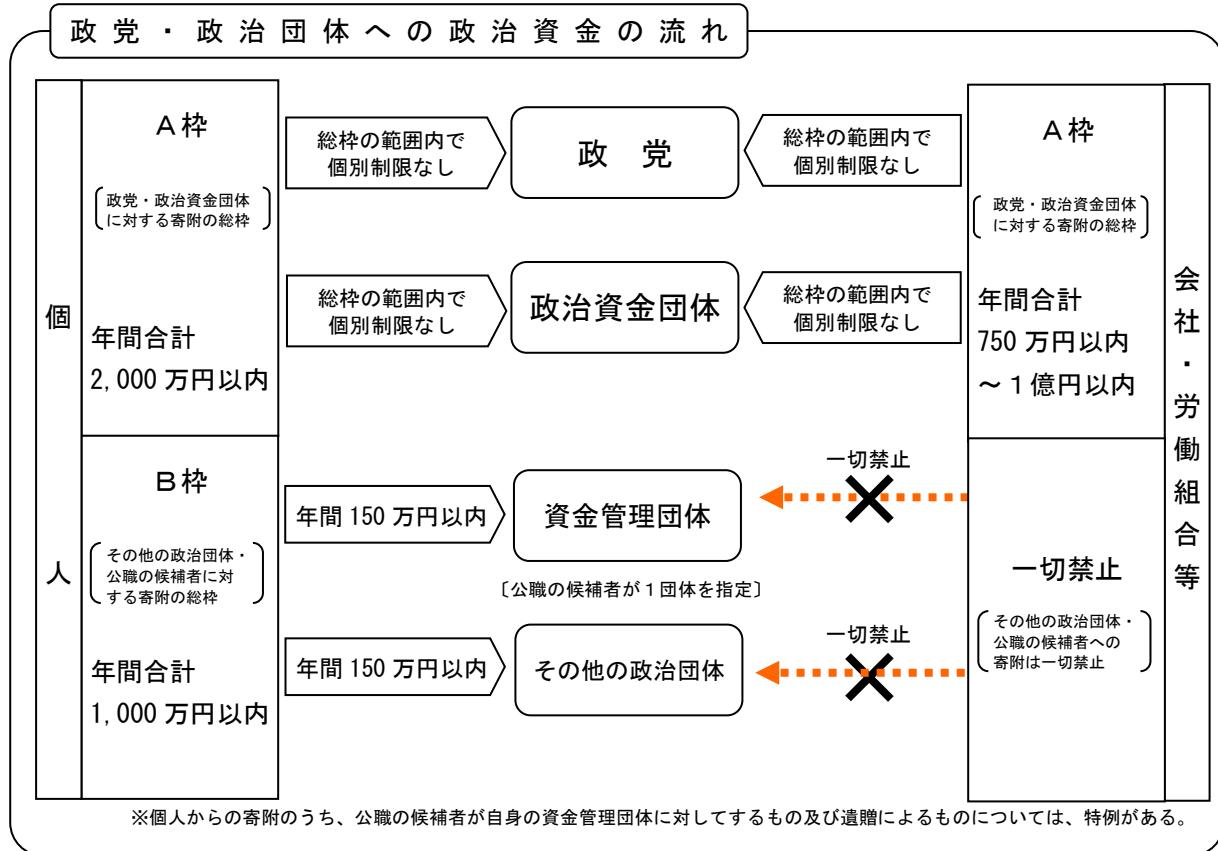
何人も（※）、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関して、公職の候補者の政治団体に対するものを除き、金銭及び有価証券による寄附をすることは禁止される。（第21条の2第1項）

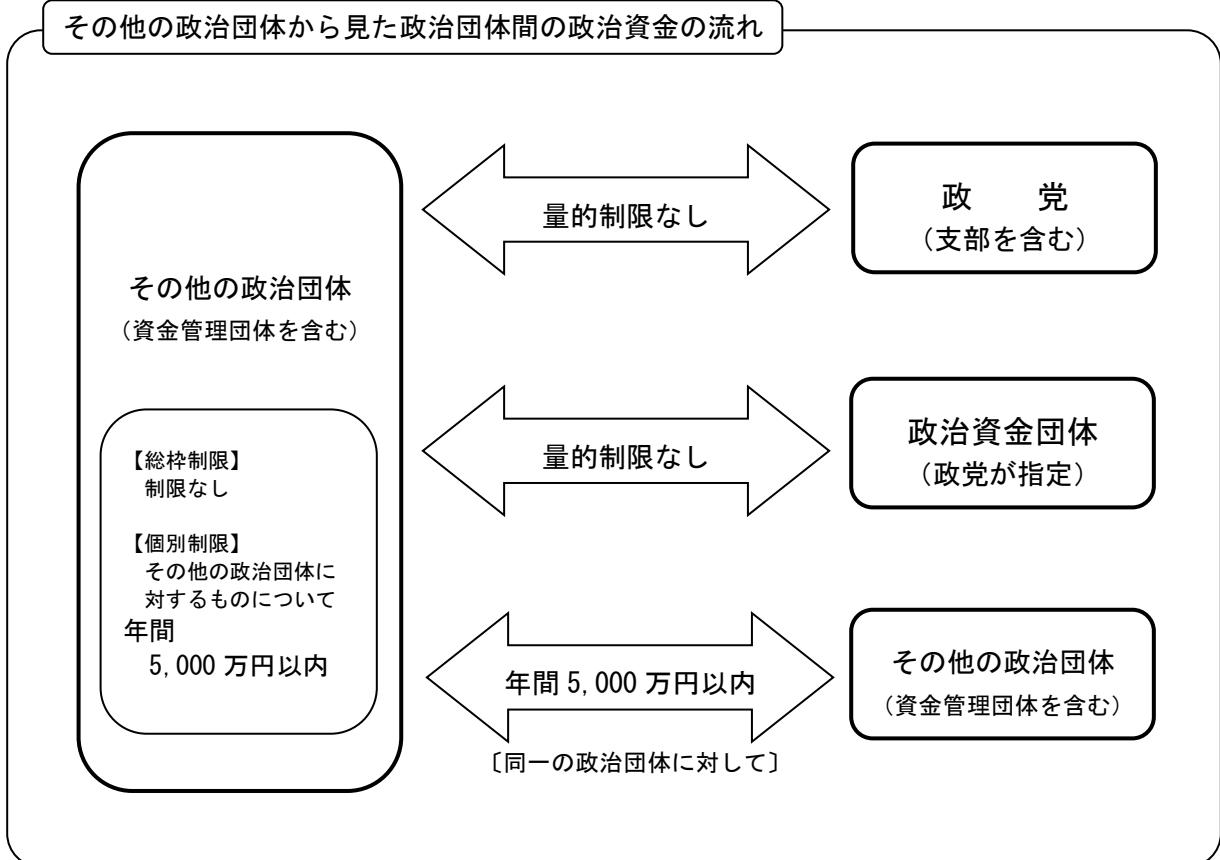
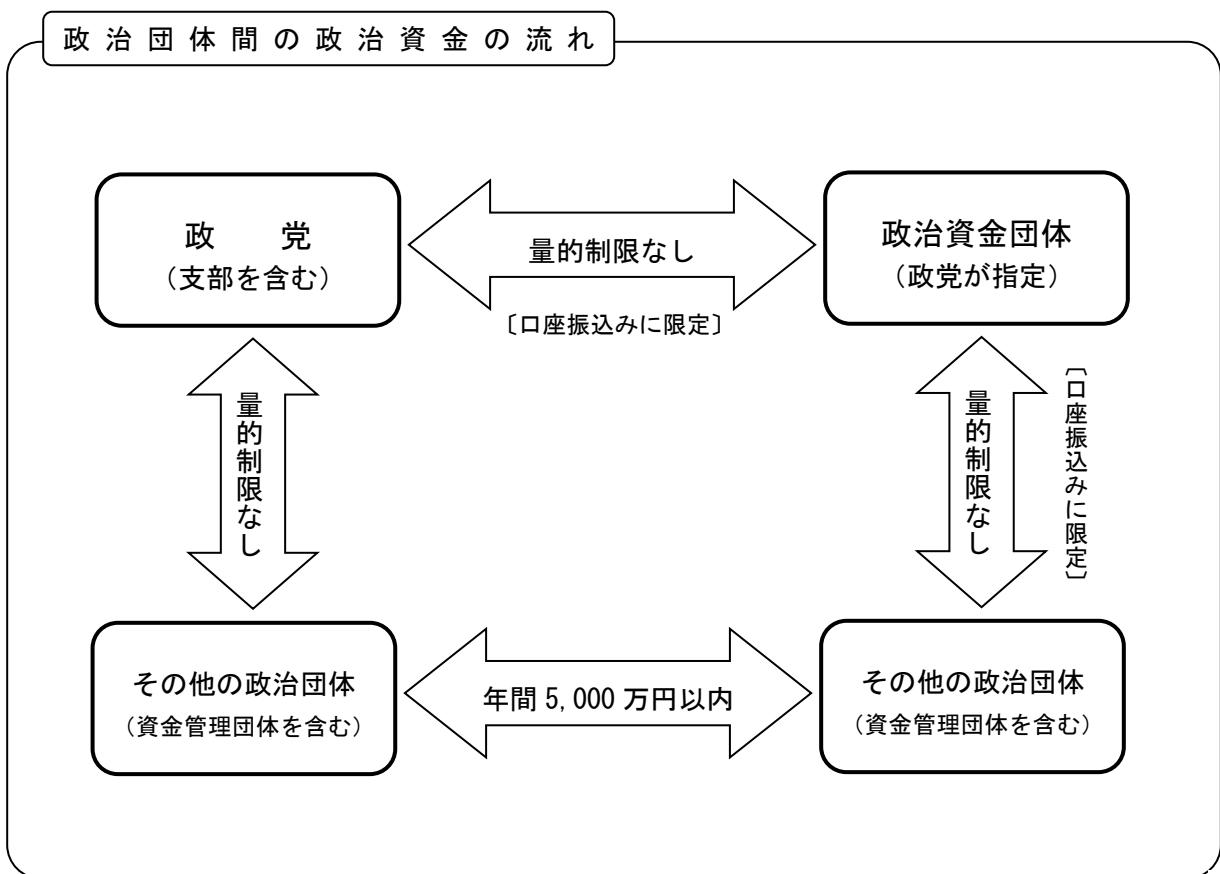
また、何人も、これに違反してされる寄附を受けてはならない。

※政党がする寄附は、令和8年12月31日まで認められている。（第21条の2第2項）

### （2）金銭等によらない寄附

金銭等によらない寄附（人、事務所、自動車等）は、上記（1）の禁止の対象とはならないが、会社、労働組合等の団体のするものについては、いずれにせよ禁止される。（第21条第1項）





寄附の量的制限の概要

受 領 者	寄 附 者	個 人	会 社 ・ 労 働 組 合 ・ 職 員 团 体 ・ そ の 他 の 団 体		政 治 团 体				
			同 一 の 相 手 方 に 対 す る 個 別 制 限	総 榎 制 限	同 一 の 相 手 方 に 対 す る 個 別 制 限	総 榎 制 限	同 一 の 相 手 方 に 対 す る 個 別 制 限	総 榎 制 限	
政 党 ・ 政 治 资 金 团 体		年 間 2,000 万 円	制 限 な し	資 本 金 ・ 組 合 員 数 等 (※4) に 応 じ て 年 間 750 万 円 ～ 1 億 円	年 間 150 万 円 (※2)	制 限 な し	年 間 5,000 万 円	制 限 な し	年 間 5,000 万 円
そ の 他 の 政 治 团 体	資 金 管 理 团 体	年 間 1,000 万 円 (※1)	年 間 150 万 円 公 職 の 候 擇 者 に 対 す る も の 〔は 金 錢 等 に 限 り 禁 止 (※3) そ の 他 は 年 間 150 万 円〕	年 間 150 万 円 禁 止	金 錢 等 に 限 り 禁 止 (※3) そ の 他 は 制 限 な し	金 錢 等 に 限 り 禁 止 (※3) そ の 他 は 制 限 な し	金 錢 等 に 限 り 禁 止 (※3) そ の 他 は 制 限 な し	金 錢 等 に 限 り 禁 止 (※3) そ の 他 は 制 限 な し	金 錢 等 に 限 り 禁 止 (※3) そ の 他 は 制 限 な し
	資 金 管 理 团 体 以 外 の 政 治 团 体								
	公 職 の 候 擇 者								

※1 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附については、制限はない。

※2 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする寄附（特定寄附及び自己資金による寄附）については、制限はない。

※3 選挙運動に関するものについては、金錢等による寄附ができる。

※4 その他の団体については、「前年ににおける年間の経費の額」に応じて総枠制限がある。

(注1) 個人の遺贈による寄附については、総枠制限及び個別制限は適用されない。

(注2) 政党が公職の候補者に対する寄附については、令和8年12月31日までは制限はない。

総枠制限の一覧

会 社 (資本金の額又は出資の金額)	労働組合又は職員団体 (組合員又は構成員の数)	その他の団体 〔政治団体を除く〕 (前年ににおける年間経費)				政党・政治資金 団体に対する寄 附の年間限度額	
		5万人未満	10万人以上～	15万人以上～	20万人以上～		
10億円未満	5万人未満	5万人未満	10万人未満	15万人未満	2千万円以上～	6千万円未満	750万円
10億円以上～	50億円未満	5万人以上～	10万人以上～	15万人未満	2千万円以上～	6千万円未満	1,500万円
50億円以上～	100億円未満	10万人以上～	15万人以上～	20万人未満	6千万円以上～	8千万円未満	3,000万円
100億円以上～	150億円未満	15万人以上～	20万人以上～	25万人未満	8千万円以上～	1億円未満	3,500万円
150億円以上～	200億円未満	20万人以上～	25万人以上～	30万人未満	1億円以上～	1億2千万円未満	4,000万円
200億円以上～	250億円未満	25万人以上～	30万人未満	35万人未満	1億2千万円以上～	1億4千万円未満	4,500万円
250億円以上～	300億円未満	30万人以上～	35万人未満	40万人未満	1億4千万円以上～	1億6千万円未満	5,000万円
300億円以上～	350億円未満	35万人以上～	40万人未満	45万人未満	1億6千万円以上～	1億8千万円未満	5,500万円
350億円以上～	400億円未満	40万人以上～	45万人未満	50万人未満	1億8千万円以上～	2億円未満	6,000万円
400億円以上～	450億円未満	45万人以上～	50万人未満	55万人以上～	2億円以上～	2億2千万円未満	6,300万円
450億円以上～	500億円未満	50万人以上～	55万人未満	60万人未満	2億2千万円以上～	2億4千万円未満	6,600万円
500億円以上～	550億円未満	55万人以上～	60万人未満	65万人未満	2億4千万円以上～	2億6千万円未満	6,900万円
550億円以上～	600億円未満	60万人以上～	65万人未満	70万人未満	2億6千万円以上～	2億8千万円未満	7,200万円
600億円以上～	650億円未満	65万人以上～	70万人未満	75万人未満	2億8千万円以上～	3億円未満	7,500万円
650億円以上～	700億円未満	70万人以上～	75万人未満	80万人未満	3億円以上～	3億2千万円未満	7,800万円
700億円以上～	750億円未満	75万人以上～	80万人未満	85万人未満	3億2千万円以上～	3億4千万円未満	8,100万円
750億円以上～	800億円未満	80万人以上～	85万人未満	90万人未満	3億4千万円以上～	3億6千万円未満	8,400万円
800億円以上～	850億円未満	85万人以上～	90万人未満	95万人未満	3億6千万円以上～	3億8千万円未満	8,700万円
850億円以上～	900億円未満	90万人以上～	95万人未満	100万人未満	3億8千万円以上～	4億円未満	9,000万円
900億円以上～	950億円未満	95万人以上～	100万人未満	105万人未満	4億円以上～	4億2千万円未満	9,300万円
950億円以上～	1,000億円未満	100万人以上～	105万人未満	110万人未満	4億2千万円以上～	4億4千万円未満	9,600万円
1,000億円以上～	1,050億円未満	105万人以上～	110万人未満	110万人以上	4億4千万円以上～	4億6千万円未満	9,900万円
1,050億円以上～							1億円

## 10 個人の寄附に関する所得税制上の優遇措置

### (1) 内容

ア 個人が政党又は政治資金団体に対し寄附をした場合においては、当該寄附については、所得税の課税に係る優遇措置として、控除率30%による税額控除制度と、所得控除制度との選択制とされる。

イ 個人が特定の公職の候補者の後援団体等に対し寄附をした場合における所得控除制度については、当該寄附に係る支出金を所得税法に規定する特定寄附金とみなして控除される。ただし、上記ア、イともに、次に掲げる要件を満たしていなければ、制度の適用はない。

### (2) 適用要件（租税特別措置法第41条の18）

ア 寄附が、次に掲げる団体又は候補者に対してなされたものであること。

○政 党

○政治資金団体

○政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し又は反対することを本来の目的とする団体又は政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの。

○衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び知事の職にある者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの（ただし、国会議員関係政治団体については、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」、その他の団体については、「被推薦書」が提出されなければならない。）

○衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び知事の選挙の候補者又は候補者となるうとするものを推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの（ただし、国会議員関係政治団体については、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」、その他の団体については、「被推薦書」が提出されなければならない。また、候補者として届出のあった日の属する年及びその前年中になされたものに限られること。）

○衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び知事の選挙における公職の候補者の選挙運動に関する寄附

イ その内容が收支報告書に記載され公開されること。

ウ 政治資金規正法の規定に違反することとなる寄附又はその寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められる寄附でないこと。

エ 公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるものに対して行う寄附でないこと。

#### （注）令和8年1月1日から適用される。

オ 適用期限は令和11年12月31日までであること。

### (3) 手 続

ア 寄附金を受けた政治団体又は候補者は、「收支報告書」と同時に「寄附金（税額）控除のための書類」を提出する。

イ 総務大臣又は県選挙管理委員会は、提出を受けた「收支報告書」と「寄附金（税額）控除のための書類」の記載内容が一致することを確認した上、「確認印」を押印し、「寄附金（税額）控除のための書類」を一括して、提出した政治団体又は候補者に返還する。

ウ 政治団体又は候補者は、返還を受けた確認済の書類を寄附金控除の適用を受けようとする寄附者に交付する。

エ 寄附金控除の適用を受けようとする者は、税務署に対して確定申告する際に、寄附をし

た旨を申告するとともに、確認済の「寄附金（税額）控除のための書類」を提出しなければならない。

なお、書類が確定申告までに間に合わない場合は、一旦確定申告をし、後から書類を提出することができる。

## 11 政治資金の運用の規制

政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者はその者が政党から受けた政治活動に関する寄附その他政治資金に係る金銭等を、次に掲げる方法以外の方法により運用してはならない。

（第8条の3）

- （1）銀行その他の金融機関への預金又は貯金
- （2）国債証券、地方債証券、政府保証債券又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の取得
- （3）金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補填の契約のあるもの

## 12 政治資金パーティーに関する規制

政治資金パーティーとは、対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し支出することとされているものをいう。（第8条の2）

なお、政治資金パーティーは、原則として政治団体によって開催されるようにしなければならない。

- （1）政治資金パーティーの対価の支払に関する制限等（第22条の8）

ア 政治資金パーティーを開催する者は、一の政治資金パーティーにつき、同一の者から、150万円を超えて対価の支払を受けてはならない。

イ 政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を書面（パーティー券、告知用ポスター等）により告知しなければならない。

なお、この告知に係る書面に記載すべき文言については、「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。」とすること。

ウ 政治資金パーティーの対価の支払をする場合において、一の政治資金パーティーにつき、上記アの限度額（150万円）を超えて対価の支払をしてはならない。

- （2）匿名寄附等の禁止規定の準用（第22条の8第4項）

匿名寄附等の禁止の規定が準用され、何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治資金パーティーの対価の支払及び收受をしてはならない。

- （3）寄附のあっせんに関する制限規定の準用（第22条の8第4項）

寄附のあっせんに関する制限の規定が準用される。

- （4）外国人等による寄附の禁止規定の準用等（新規正法第22条の8第4項、第6項）

### （注）令和9年1月1日から適用される。

外国人等による寄附の禁止の規定が準用され、何人も、外国人等（特例上場日本法人を除く。）から政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならない。

特例上場日本法人が政治資金パーティーの対価の支払をする際には、特例上場日本法人である旨を文書で、当該対価の支払を受ける者に通知しなければならない。

外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないこと

について、これを偽って政治資金パーティーの支払をしてはならない。

政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、外国人等から政治資金パーティーの対価の支払を受けることができない旨を書面により告知するものとする。

(5) 政治資金パーティーの対価の支払への公務員の関与等の制限（第22条の9）

公務員等のうち法で定める者は、その地位を利用して、政治資金パーティーに対価を支払って参加することを求める、若しくは政治資金パーティーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与してはならない。

(6) 政治資金パーティーの対価に係る収入の会計帳簿への記載（第9条）

政治団体の事業収入として、政治資金パーティーごとに所定の事項を記載しなければならない。

(7) 政治資金パーティーの対価の支払をした者の氏名等の報告（新規制法第12条第1項第1号ト及びチ）

一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が5万円を超えるもの（※）については、その者の氏名等の一定事項を収支報告書に記載しなければならない。

※令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に收受されるものから適用される。

令和8年12月31日以前に開催された政治資金パーティーの対価に係る収入及び令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で令和8年12月31日以前に收受されたものについては、「20万円を超えるもの」となる。

(8) 特定パーティー（第12条）

特定パーティーとは、政治資金パーティーのうち、その対価に係る収入の金額が1,000万円以上であるものをいう。

特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合においては、これらパーティーごとに、その名称等の一定事項を収支報告書に記載しなければならない。

(9) 対価の支払方法の制限（新規制法第22条の8の2）

（注）令和8年1月1日以後に開催される政治資金パーティーに係る対価の支払で同日以後に支払がなされるものから適用される。

ア 何人も、政治資金パーティーを開催する者の預貯金口座への振込みによることなく、政治資金パーティーの対価の支払いをすることができない。

イ 政治資金パーティーを開催する者は、口座への振込み以外の方法によってされる政治資金パーティーの対価の支払いを受けることができない。

ウ ア及びイにかかわらず、政治資金パーティーの開催日に開催場所においてする対価の支払や口座への振込み以外の方法によってすることがやむを得ないと認められる場合については、口座への振込み以外の方法によってすることができるが、この場合は、遅滞なく、その政治資金パーティーの対価に係る金銭を開催者の預貯金口座に預け入れなければならない。

### 13 特定パーティー開催団体

政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合及び政治団体以外の者が開催する政治資金パーティーが特定パーティーになった場合には、当該政治資金パーティーについては、当該政治団体以外の者が当該政治資金パーティーを開催し

ようとする時（後者の場合については、特定パーティーとなることが明らかとなった時）から  
政治団体（特定パーティー開催団体）とみなされる。（第18条の2）

特定パーティー開催団体は、政治団体として法第2章（政治団体の届出等）の規定が適用され、設立届、会計帳簿の備付け及び記帳、収支報告書の提出等を行わなければならない。

（1）開催団体の届出

特定パーティー開催団体は、政治団体とみなされることとなった日から7日以内に、郵便等によることなく文書で、一定の事項を届け出なければならない。

ア 届出書類

（ア）政治団体設立届

（イ）特定パーティー開催計画書

（ウ）告知に係る書面（パーティー券、告知用ポスター等）

イ 届出先

（ア）県内において特定パーティーを開催する場合においては、県選挙管理委員会

（イ）県外又は県内外において特定パーティーを開催する場合においては、県選挙管理委員会を経て総務大臣

ウ 届出前において、特定パーティーの開催のための対価の支払の收受又は支出はできない。

（2）会計経理及び報告

ア 会計帳簿の備付け及び記載

会計責任者は、会計帳簿を備え、これに開催する特定パーティーに係る所定の事項を記載する。

イ 収支報告書の提出

代表者及び会計責任者は、特定パーティーの終了した日から3か月以内に、その開催準備から開催後の収支決算までを通じて開催した特定パーティーに係る全ての収入及び支出（予定される収入及び支出を含む。）を報告しなければならない。

ウ 令和5年1月1日以降の期間の収支に係る会計帳簿及び収支報告書においては、一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、その者の氏名等の一定事項を収支報告書に記載しなければならない。

（3）開催中止の場合の報告

特定パーティーの開催を中止したときは、代表者及び会計責任者は、開催中止の日から30日以内に、中止の日現在における収支報告書を提出しなければならない。

（4）開催団体の終期

特定パーティー開催団体が上記（2）又は（3）の収支報告書を提出したときは、当該特定パーティー開催団体は政治団体でなくなったものとみなす。

（5）収支報告書の公開

収支報告書は、公開の対象となる。

ア 収支報告書の要旨の公表（※）

**※令和8年1月1日から、官報又は県報による収支報告書の要旨の公表に係る規定は削除される。**

イ 収支報告書の保存、閲覧及び写しの交付

（6）その他

特定パーティー開催団体は、政治活動に関する寄附の制限についての規定上は政治団体とみなされないため、政治活動に関する寄附をすることについては、政治団体ではなく、「会社、

労働組合その他の団体」としての規制を受ける。

## 14 参考

### ○政治活動のために使用する事務所の立札、看板等の証票

公職の候補者等又はこれらの者に係る後援団体が政治活動のために使用する事務所に掲示する立札、看板等には、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定める証票を表示しなければならない。(公職選挙法第143条第16項、第17項、公職選挙法施行令第110条の5)

証票の交付手続については、次の「証票の交付申請先」に照会すること。

〈立札・看板等の証票の限度総数及び交付申請先〉

選挙の種類	証票の限度総数		証票の交付申請先
	後援団体用	候補者用	
衆議院比例代表選出議員(四国ブロック)	33	22	中央選挙管理会
参議院比例代表選出議員	150	100	
衆議院小選挙区選出議員(愛媛県)	15	10	県選挙管理委員会
参議院選挙区選出議員(愛媛県)	18	12	
愛媛県知事	18	12	県選挙管理委員会
愛媛県議会議員	6	6	
市長	6	6	市選挙管理委員会
市議会議員	6	6	
町長	4	4	町選挙管理委員会
町議会議員	4	4	

(注) 証票は、政治活動用事務所1か所につき、2枚を限度に申請できる。

### ○支部報告書等の提出について ※支部政党交付金の交付を受けた政党支部のみ

令和7年中に政党助成法に基づく支部政党交付金の交付を受けた政党の支部の会計責任者は、令和7年分の支部報告書等を令和8年2月28日(土)までに、当該支部政党交付金の支給をした政党の本部又は支部の会計責任者へ提出するとともに、その提出日の翌日から起算して7日以内に、支部報告書及び監査意見書並びに支部総括文書(都道府県提出文書)を県選挙管理委員会へ提出しなければならない。(政党助成法第18条)

○令和6年6月に公布された政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号）の附則において、以下の内容が規定されている。

#### 1 個人のする政治活動に関する寄附を促進するための措置

個人が政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除の対象の拡大、控除率の引上げその他の個人寄附を促進するための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすること。

#### 2 政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点からの検討

1のほか、改正後の政治資金規正法の規定については、施行後3年を目途として、政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点から、施行状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとすること。

○令和7年1月に公布された政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和7年法律第2号）の附則において、以下の内容が規定されている。

#### ・ 政党交付金の交付停止等に関する法律上の措置

政党助成法（平成6年法律第5号）第3条第1項の規定による政党交付金の交付の決定を受けている政党に基準日に所属する衆議院議員又は参議院議員が政治資金又は選挙に関する犯罪に係る事件に関し起訴された場合に、当該政党に対して交付すべき政党交付金のうちその起訴された衆議院議員又は参議院議員に係る議員数割（同条第2項に規定する議員数割をいう。）の額に相当する額の政党交付金の交付を停止し、当該衆議院議員又は参議院議員が当該事件に関し刑に処せられたときは当該額の政党交付金の交付をしないこととする制度を設けるものとし、このために必要な法制上の措置について、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（注：公布の日、すなわち令和7年1月8日）後1年以内を目途として講ずることとすること。

○政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律（令和7年法律第3号）において、委員会の設置等のための法律の整備が行われることとされている。

## 政治団体からの提出書類における名義人（届出人・宣誓人）の記載について

政治団体から県選挙管理委員会へ提出いただく次の書類の名義人欄について、従来の署名又は記名押印に加え、本人確認書類の提示又は写しの提出をしていただいだ上で、記名のみによる提出もできるようになりました。

- ・政治団体設立届（郵送不可）
- ・政治団体届出事項等の異動届（郵送不可）
- ・政治団体解散届
- ・政治団体支部解散届
- ・特定パーティー開催計画書
- ・資金管理団体指定届
- ・資金管理団体指定取消届
- ・資金管理団体でなくなった旨の届
- ・資金管理団体届出事項の異動届
- ・収支報告書
- ・領収書等を徵し難かった支出の明細書

### 届出・収支報告書の名義人欄の記載方法

届出・収支報告書等の名義人の欄は、次の①～③のいずれかの方法から、政治団体の御都合に応じて適当なものを選択して記載してください。

#### ①名義人本人による署名（自署）

代表者の氏名	愛媛 花子	名義人本人が、手書きで記載する方法です。
--------	-------	----------------------

#### ②記名＋押印（記名押印）

代表者の氏名	愛媛 花子	愛媛 （印）	印刷・ゴム印等で印字した氏名、本人以外が記載した氏名は「記名」です。
--------	-------	-----------	------------------------------------

#### ③記名＋本人確認書類

代表者の氏名	愛媛 花子	+	（窓口等で提示又は写しの提出）
--------	-------	---	-----------------



※名義人本人が、窓口に来庁した上で提示等を行う。

※名義人本人以外が来庁する場合は、別途委任状が必要。

## ○政治資金関係申請・届出オンラインシステムについて

政治資金規正法に基づく政治団体の各種届出及び収支報告書は、従来の書面による提出のほか、総務省所管の政治資金関係・届出オンラインシステムによりオンラインでの提出等が可能。

### (1) 利用するメリット

- ア 時間にとらわれずに届出及び収支報告書の提出が可能となる。
- イ 県選挙管理委員会の窓口までの移動時間や受付完了までの待ち時間等が解消される。
- ウ 県選挙管理委員会の窓口までの移動時間に必要な交通費、紙代等が不要になる。(※領収書等の写し等、紙により提出が必要となるものを除く。)

### (2) 利用方法

- ア 政治資金関係申請・届出オンラインシステムを利用するためには、ID・パスワードの申請が必要となるため、オンラインシステムの利用申請を行う。(電子申請による方法と書面による方法がある。)
- イ 初回ログイン用 URL 及びパスワードを受領。
- ウ オンラインシステムにログインし、届出及び収支報告書を提出。

詳しい利用方法等は「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」(総務省ホームページ)  
(<https://kyoudou.soumu.go.jp>) を御覧ください。

政治団体 ID	
外字置き換え候補	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

※行政機関記入欄

受付印
-----

## 政治資金関係申請・届出オンラインシステム 新規利用者登録申込書

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

総務省 殿

選挙管理委員会 殿

「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」について、利用規約に同意した上で新規利用者登録を申し込みます。

申込者 (下記政治団体の代表者又は会計責任者)	ふりがな				
	氏名				
	住所	(〒 - - - )			
			<input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道 <input type="checkbox"/> 府 <input type="checkbox"/> 県		<input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 村
	電話番号				
	生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年	月	日
	メールアドレス (ユーザ ID)	@			
	本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 日本国旅券 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 官公庁が発行した身分証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し (原本) <input type="checkbox"/> 特殊法人、独立行政法人、地方独立行政法人が発行した身分証明書 <input type="checkbox"/> その他( )			
申請者区分 (代理人が申請する場合は委任状が必要)	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 代理人氏名 ※ 郵送の場合は代理人申請不可				
政治団体	ふりがな				
	名称				
	主たる事務所の所在地	(〒 - - - )			
			<input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道 <input type="checkbox"/> 府 <input type="checkbox"/> 県		<input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 村
	主たる活動区域	<input type="checkbox"/> 一つの都道府県区域で活動 <input type="checkbox"/> 二以上の都道府県にまたがって活動			
申込者区分	<input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 会計責任者 注) 収支報告書の提出は会計責任者区分での申込みとなります (代表者兼任でも可)	<input type="checkbox"/> 解散団体 (既に解散している政治団体の場合にチェック)	<input type="checkbox"/>		
初期パスワード通知書の郵送先 (主たる事務所の所在地への郵送を希望する場合にチェック)		<input type="checkbox"/> ※ チェックがない場合は申込者の住所に郵送されます。			

### 【注意事項】

- 政治団体の届出先である総務省又は都道府県選挙管理委員会へ直接又は郵送によりお申し込みください。
- 申込者区分 (代表者・会計責任者) によりご利用いただける手続きが異なります。収支報告書の提出は会計責任者区分での申込みが必要です (代表者と兼任でも可能)。
- 申込者の氏名、住所及び生年月日は、政治団体に係る届出及び本人確認書類の氏名、住所及び生年月日と一致している必要があります。
- 郵送で申し込みいただく場合は、利用者 (申込者) の本人確認書類を添付してください。なお、本人確認書類に係る個人情報は、本利用申し込みの審査以外の目的では使用いたしません。
- 外字置き換えの候補を希望する場合は、申請メールアドレスあとに、後日ヘルプデスクから置き換え漢字の候補が送付されます。

受付印

# 政治資金関係申請・届出オンラインシステム

## 登録申込委任状

令和    年    月    日

總務省 殿

## 選舉管理委員會 殿

私は、以下の者を代理人として、「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」の登録申込を委任します。

委任者	氏名 (自署又は記名・押印)					印	
	住所	(〒 ー )					
				<input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道 <input type="checkbox"/> 府 <input type="checkbox"/> 県		<input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 村	
日中連絡可能な 電話番号	ー						
委任する 手続き	<input type="checkbox"/> 新規利用者登録申込 <input type="checkbox"/> 政治団体追加登録申込						
代理人	ふりがな						
	氏名						
	住所	(〒 ー )					
				<input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道 <input type="checkbox"/> 府 <input type="checkbox"/> 県		<input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 村	
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和					年 月 日	
本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 日本国旅券 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 官公庁が発行した身分証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し(原本) <input type="checkbox"/> 特殊法人、独立行政法人、地方独立行政法人が発行した身分証明書 <input type="checkbox"/> その他( )						

### 【注意事項】

- 本委任状は、委任者が作成の上、自署又は記名・押印してください。
  - 代理人の氏名、住所及び生年月日は、代理人本人の本人確認書類の氏名、住所及び生年月日と一致する必要があります。

## II 政治団体の届出の記載例

### 例1 届出事項の異動届

第11号様式（第4条関係）

### 届出事項等の異動届

総務大臣	殿	令和〇〇年〇〇月〇〇日
愛媛県選挙管理委員会		〔異動の日から7日以内に届出を行うこと〕
政治団体の名称		〔主たる事務所の所在地が異動したときは、新しい所在地を記入すること〕
事務所の所在地		〇〇〇〇後援会
代表者の氏名		〇〇〇〇番〇号
		○ ○ ○ ○ 印
<p>〔政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項〕</p> <p>〔政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容〕</p>		
に異動があったので、 同法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。		
記		
1 異動事項		
主たる事務所の所在地		
2 内容		
(1) 新 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
(2) 旧 〒△△△-△△△△△ △△市△△町△△番地 電話△△△△△-△△-△△△△△		
3 異動年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日		

#### （備考）

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りではない。
- 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなつた場合には、法第19の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、同項第3号に係る国会議員関係政治団体にあつては当該政治団体を主宰する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政治団体の主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名及びその者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなつた旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書）のうち、令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動があつた場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。

例2 届出事項の異動届（別紙を使用する場合）

第11号様式（第4条関係）

届出事項等の異動届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〔異動の日から7日以内に届出を行うこと〕

総務大臣 殿

〔主たる事務所の所在地が異動したときは、新しい所在地を記入すること〕

愛媛県選挙管理委員会

政治団体の名称 〇〇〇〇後援会

事務所の所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地

代表者の氏名 ○ ○ ○ ○ 印

〔代表者が異動したときは、新しい代表者の氏名とすること〕

〔政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項〕

〔政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容〕

同法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動事項  
主たる事務所の所在地、代表者及び会計責任者の職務代表者

2 内容  
(1) 新 別紙のとおり

(2) 旧 別紙のとおり

3 異動年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りではない。
- 3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなつた場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、同項第3号に係る国会議員関係政治団体にあつては当該政治団体を主宰する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政治団体の主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名及びその者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 4 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなつた旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 5 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書）のうち、令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動があつた場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。

(別紙)

政治団体名 ○○○○後援会

事項	新	旧
主たる事務所の所在 地	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町〇〇番地 (電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)	(〒△△△-△△△△△) △△市△△町△△番地 (電話△△△△-△△-△△△△)
代表者	ふりがな 氏名	〇〇〇〇 〇〇〇〇 △△△△ △△△
	住 所	○ ○ ○ ○ △ △ △ △
	生年月日	(〒×××-××××) ××市××町××番地 (電話××××-××-××××)
		(〒□□□-□□□□) □□市□□町□□番地 (電話□□□□-□□-□□□□)
会計責任者	ふりがな 氏名	
	住 所	(〒 — — ) (電話 — — )
	生年月日	
会計責任者の職務代行者	ふりがな 氏名	▽▽▽▽ ▽▽▽▽ ◇◇ ◇◇◇
	住 所	(〒▽▽▽-▽▽▽▽) ▽▽市▽▽町▽▽番地 (電話▽▽▽▽-▽▽-▽▽▽▽)
	生年月日	(〒◇◇◇-◇◇◇) ◇◇市◇◇町◇◇番地 (電話◇◇◇◇-◇◇-◇◇◇)
		昭和▽▽年▽▽月▽▽日 昭和◇◇年◇◇月◇◇日

例3 政治団体解散届

第18号様式（第11条関係）

政治団体解散届

総務大臣  
殿  
愛媛県選挙管理委員会

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〔解散の日から30日以内に届出を行うこと〕

政治団体の名称 〇〇〇〇後援会

事務所の所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地

代表者の氏名 ○ ○ ○ ○ 印

会計責任者の氏名 △ △ △ △ 印

令和〇〇年〇〇月〇〇日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りではない。
- 3 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による政治団体が法第6条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- 4 この届出をする場合には、法第17条第1項に規定する報告書を提出すること。

### III 政治団体の届出の用紙

- ※ 政 治 団 体 設 立 届
- 国 会 議 員 氏 名 届
- ※ 被 推 薦 書
- ※ 届 出 事 項 等 の 異 動 届
- ※ 国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出
- ※ 政 治 团 体 解 散 届
- 政 治 团 体 支 部 解 散 届
- ※ 政 党 の 状 況 等 に 関 す る 届
- 特 定 パ ー テ ィ 一 開 催 計 画 書
- ※ 資 金 管 理 団 体 指 定 届
- ※ 資 金 管 理 团 指 定 取 消 届
- ※ 資 金 管 理 团 体 で な く な っ た 旨 の 届
- ※ 資 金 管 理 团 体 届 出 事 項 の 異 動 届
- ※ 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知  
    寄 附 金 ( 税 額 ) 控 除 の た め の 書 類

※印を付した届出等の様式については、

愛媛県のホームページ

電子行政サービス

申請書等電子配布サービス

においてダウンロードすることができます。

アドレスは、<http://www.pref.ehime.jp/sinsei/sosiki/senkyo.html> です。

どうぞご利用ください。

## 政治団体設立届

令和 年 月 日

総務大臣 殿  
愛媛県選挙管理委員会政治団体の名称  
事務所の所在地  
代表者の氏名

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	(ふりがな)	政治団体の区分		
		□政 党	□政 党 の 支 部	
		□政 治 資 金 団 体	□政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体	
		□そ の 他 の 政 治 团 体	□そ の 他 の 政 治 团 体 の 支 部	
		国会議員関係政治団体の区分		
		□政治資金規正法第19条の7 第1項第1号に係る 国会議員関係政治団体	□政治資金規正法第19条の7 第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体	
		□政治資金規正法第19条の7 第1項第3号に係る 国会議員関係政治団体		
目 的	別紙のとおり	組織年月日	令和 年 月 日	
主たる事務所の 所 在 地	(〒 )	(電話 )		
主たる活動区域				
	ふりがな (氏名)	(〒、住所、電話)	(生年月日)	(選任年月日)
代 表 者				
会 計 責 任 者				
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者				
支 部 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置 の適用関係の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
政治資金規正法第19条の7 第1項第1号に係る 国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類			
政治資金規正法第19条の7 第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名 (ふりがな)		公職の候補者に係る公職の種類	

政治資金規正法第19条の7 第1項第3号に係る 国会議員関係政治団体	主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名	主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類
	(ふりがな)	
	主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名	主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類
	(ふりがな)	
	(ふりがな)	

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 政治団体の支部にあつては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政治団体の名称を「(本部) 何々」の例により記載すること。
- 3 「□」内には、該当するものに「✓」を記入することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「✓」を記入すること。
- 4 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあつては、政治団体とみなされることとなつた日を記載すること。
- 5 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「東京都千代田区○○町1丁目1番1号○○会館○号室」というように詳細に記載すること。
- 6 「主たる活動区域」欄には、2以上の都道府県にわたる政治団体にあつては、例えば、「全国」、「九州各県」、「甲県及び乙県」というように具体的に記載し、活動区域が1の都道府県の区域内である政治団体にあつては、例えば、「甲県」、「甲町及び乙町」というように具体的に記載すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催する政治資金パーティーの開催場所を、例えば、「東京都千代田区○○町1丁目1番1号○○会館○○の間」というように詳細に記載すること。
- 7 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の18第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入すること。
- 8 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。また、「主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類」欄及び「主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、「衆議院議員（現職）」の例により記載すること。
- 9 法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体の主要な構成員が多数の場合には、「政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体」欄は別紙として添付すること。
- 10 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りではない。
- 11 政党、政治資金団体又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書を併せて提出すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書を併せて提出すること。

## 国 会 議 員 氏 名 届

令和 年 月 日

総務大臣

殿

愛媛県選挙管理委員会

政治団体の名称

主宰者（主要な構成員）である衆議院議員又は参議院議員の氏名について、下記のとおり届け出ます。

記

区分	氏名	衆議院議員又は参議院議員の別
主宰者の氏名		
主要な構成員の氏名		
〃		
〃		
〃		
〃		

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 衆議院議員又は参議院議員の職にある者についてのみ記載すること。
- 3 衆議院議員又は参議院議員が主宰する政治団体にあつては、「主宰者の氏名」欄に、また、衆議院議員又は参議院議員が主要な構成員である政治団体にあつては、「主要な構成員の氏名」欄に、当該衆議院議員又は参議院議員の氏名を記載すること。
- 4 主要な構成員が多数の場合には、別紙として添付すること。

第8号様式（第2条関係）

被推薦書

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名

殿

公職の種類

氏名

印

住所

私（私達）は、令和 年 月 日から貴団体の推薦（支持）を受けています。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、都道府県の議会の議員若しくは長又は指定都市の議会の議員若しくは長の区分により、その職にある者にあつては「甲県議会議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「甲県議会議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「甲県議会議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。

## 届出事項等の異動届

令和 年 月 日

総務大臣  
殿  
愛媛県選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項  
政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容

に異動があつたので、

同法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

### 1 異動事項

### 2 内容

(1) 新

(2) 旧

### 3 異動年月日

#### (備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りではない。
- 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなつた場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、同項第3号に係る国会議員関係政治団体にあつては当該政治団体を主宰する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政治団体の主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名及びその者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなつた旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書）のうち、令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動があつた場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。

別紙

1 支部の数

新

旧

2 異動の内容

(設立した支部)

名 称	主たる事務所の所在地	主たる活動区域	1 以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>

(解散した支部)

名 称	主たる事務所の所在地	主たる活動区域	1 以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>

(異動があった支部)

支部の名称		名 称	主たる事務所の所在地	主たる活動区域	1 以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
	新				<input type="checkbox"/>
	旧				<input type="checkbox"/>

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 異動の内容については、設立した支部、解散した支部、異動のあった支部ごとにまとめて記載すること。
- 3 1 以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）又は公職選挙法第12条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「□」内に「✓」を記入すること。
- 4 記載の順序は、「都道府県の区域において主としてその活動を行う支部」及び「2 以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う支部」の順とし、それぞれ主たる事務所の所在地の都道府県ごとにまとめて記載すること。

(別紙)

政治団体名

事 項	新	旧	
主たる事務所の 所 在 地	(〒 — — ) (電話 — — )	(〒 — — ) (電話 — — )	
代 表 者	ふりがな 氏 名		
	住 所	(〒 — — ) (電話 — — )	(〒 — — ) (電話 — — )
	生年月日		
会計責任者	ふりがな 氏 名		
	住 所	(〒 — — ) (電話 — — )	(〒 — — ) (電話 — — )
	生年月日		
会計責任者の 職務代行者	ふりがな 氏 名		
	住 所	(〒 — — ) (電話 — — )	(〒 — — ) (電話 — — )
	生年月日		

## 国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出

令和 年 月 日

総務大臣  
殿  
愛媛県選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

令和 年 月 日に国会議員関係政治団体から受けた寄附について、令和 年 月 日に政治資金規正法第19条の16の3第2項の規定による通知を受け、当該寄附により同条第1項  $\left\{ \begin{array}{l} \text{第1号} \\ \text{第2号} \end{array} \right\}$  の金額が1,000万円以上となつたため、同法第7条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

□政治資金規正法第19条の16の3第1項第1号の寄附（同法第19条の7第1項第3号以外に係る国会議員関係政治団体からの寄附）の金額が1,000万円以上となつたとき

政治資金規正法第19条の16の3第1項第1号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者	
氏名	公職の種類
(ふりがな)	

□政治資金規正法第19条の16の3第1項第2号の寄附（同法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体からの寄附）の金額が1,000万円以上となつたとき

政治資金規正法第19条の16の3第1項第2号の国会議員関係政治団体	
名称	政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
	該当

（備考）

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を

行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。

4 「公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。

## 政治団体解散届

令和 年 月 日

総務大臣

殿

愛媛県選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

会計責任者の氏名

令和 年 月 日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

### （備考）

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りではない。
- 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出及び法第18条第1項の規定による政治団体が法第6条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- この届出をする場合には、法第17条第1項に規定する報告書を提出すること。

第19号様式（第11条関係）

政治団体支部解散届

令和 年 月 日

総務大臣

殿

愛媛県選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

本政治団体の下記の支部は、令和 年 月 日に解散をしたので、政治資金規正法第18条第5項の規定により、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者に代わって同法第17条第1項の届出をします。

記

- 1 政治団体の支部の名称
- 2 支部の事務所の所在地
- 3 支部の代表者の氏名
- 4 支部の会計責任者の氏名

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りではない。
- 3 この届出の際は、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者に対し、この届出をした旨を通知すること。また、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者は、解散の日から30日以内（当該支部が国会議員関係政治団体であつた場合にあつては60日以内）に法第17条第1項に規定する報告書を提出すること。

## 政党の状況等に関する届

令和 年 月 日

総務大臣

殿

愛媛県選挙管理委員会

政党の支部の名称

本支部を支部とする政党の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

本支部を支部とする政党	名称	
	主たる事務所の所在地	
	主たる活動区域	
1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部		<input type="checkbox"/>

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 「本支部を支部とする政党」欄には、当該支部を支部とする政党の名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域を記載すること。
- 3 1以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「□」内に「✓」を記入すること。

第22号様式（第13条関係）

特定パーティー開催計画書

令和 年 月 日

総務大臣

殿

愛媛県選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

政治資金規正法第18条の2第2項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

政治資金パーティーの名称	
開催年月日	令和 年 月 日
開催場所	(〒 ) (電話 )
収入の予定金額	円
パーティー券1枚当たりの予定販売単価	円
収益の予定支出先	

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りではない。
- 3 「開催場所」欄には、例えば、「東京都千代田区○○町1丁目1番1号○○会館○○の間」というように詳細に記載すること。
- 4 「収入の予定金額」欄には、当該政治資金パーティーの対価に係る予定される収入の金額を記載すること。
- 5 「収益の予定支出先」欄には、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額から当該政治資金パーティーに要する経費の金額を差し引いた残額を支出することとされている者の氏名、住所及び職業（その者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を記載すること。
- 6 法第22条の8第2項の書面（当該書面に当該政治資金パーティーの1人当たりの対価として支払われる金銭等に係る金額が記載されていない場合にあつては、当該書面及び当該金額を記載した書面）を併せて提出すること。

第23号様式（第14条関係）

資 金 管 理 団 体 指 定 届

令和 年 月 日

総務大臣  
殿  
愛媛県選挙管理委員会

公職の種類

氏 名

住 所

令和 年 月 日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第19条第2項の規定により届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の氏名

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りではない。
- 3 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職について選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員 東京都第○区選挙区（現職）」、その職の候補者又は候補者となる者にあつては「衆議院議員 近畿選挙区（候補者等）」の例により記載すること。

資 金 管 理 団 体 指 定 取 消 届

令和 年 月 日

総務大臣  
殿  
愛媛県選挙管理委員会

氏 名

住 所

令和 年 月 日に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消したので、  
政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称

2 主たる事務所の所在地

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りではない。

第25号様式（第14条関係）

資金管理団体でなくなった旨の届

令和 年 月 日

総務大臣 殿  
愛媛県選挙管理委員会

氏名

住所

下記の政治団体は、令和 年 月 日に（ ）により、資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称

2 主たる事務所の所在地

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏名

（備考）

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。ただし、当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代表者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代表者）本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代表者）本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りではない。
- （ ）には「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」又は「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。
- 資金管理団体の指定をした者が死亡した場合にあつては、（ ）には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。

## 資金管理団体届出事項の異動届

令和 年 月 日

総務大臣  
殿  
愛媛県選挙管理委員会

氏名

住所

届出事項に異動があつたので、政治資金規正法第19条第3項第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称

2 異動事項

3 内容

(1) 新

(2) 旧

4 異動年月日

### 宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏名

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りでない。

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名 殿

公職の種類

氏 名 

住 所

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に令和 年 月 日から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当することとなつた年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となつた日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されたこととなつた日のいずれか遅い日を記載すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載し、国会議員関係政治団体に該当することとなつた年月日には公職の種類に異動があつた年月日ではなく、上記4の年月日を記載すること。

(確認欄)

## 寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏 名								
住 所								
寄 附 金 の 額		百万	十万	万	千	百	十	円
※ 寄 附 年 月 日	年 月 日							

(寄附を受けた団体)

(寄附金の額には必ず￥をつけること。)

名 称			
所 在 地			
団 体 の 区 分 〔 いざれか該当するもの の番号を○で表示 〕	政党又は政治資金団体 〔 租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号 〕	左記以外の特定の政治団体 〔 租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号 〕	
	1	2	
租税特別措置法第41条の18 第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名		
租税特別措置法第41条の18 第1項第4号該当の場合 〔 同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません 〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名		
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 年 月 日	

(寄附を受けた個人)

公 職 の 候 补 者	(1) 公職の候補者の氏名		
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 年 月 日	
住 所			

(寄附の内訳)

年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

同一人から数回に分けて寄附を受けた場合には、上段の「※寄附年月日」欄への記載は不要です。